

受診される皆様へ 病院からのお知らせ

令和2年4月の診療報酬改定にあたり

2020年4月1日から

次のとおり選定療養費を改定いたします

		改定前	改定後
初診時選定療養費 紹介状を持参せずに 当院を受診された場合	医科	3300円(税込)	5,500円 (税込)
	歯科	なし	3,300円 (税込)
再診時選定療養費 状態が落ち着き、当院担当 医が他の医療機関への紹介 を申出た後も、当院で診療を 希望し受診された場合	医科	なし	2,750円 (税込) ※受診の都度
	歯科	なし	1,650円 (税込) ※受診の都度

当院は地域医療の中核を担う「地域医療支援病院」として、地域の「かかりつけ医」と連携し「かかりつけ医」では対応が困難な急性期や高度な治療・検査等が必要な患者さんを受入れています。その後、状態が落ち着き次第「かかりつけ医」で治療を継続していただくことにより病院と診療所の役割分担を進めております。

令和2年4月の診療報酬改定において、一般病床200床以上の地域医療支援病院の初診時と再診時の選定療養費の徴収が義務化されました。当院でも4月1日から選定療養費を改定させていただきます。

みなさまのご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます

【ご負担の対象とならない場合】

- 救急搬送などの救急患者
- 他の診療科で継続通院が必要な方
- 国の公費負担医療制度の受給対象者
- 特定の障がい、特定の疾病等により各種公費負担制度の受給対象の方
- 治験、労災、公務災害、交通事故、予防接種の場合
- その他、医療機関が直接受診する必要性を認めた場合

「かかりつけ医」を持ちましょう

初診時に「かかりつけ医」等からの紹介状をお持ちいただければ、選定療養費負担の必要はございません。

